

令和8年度新潟県「環境月間」行事実施要領

1 趣旨

近年、地球温暖化を原因の一つとする異常高温や気象災害が世界中で頻発しているほか、人間活動に由来する生物多様性の損失や海洋プラスチックごみ汚染の深刻化などが国際的な課題になっています。

環境問題は、世界規模の問題であると同時に、経済社会活動を始め、県民の生活全般に深く関わるものであり、日常生活に起因する環境への負荷の低減に努める必要があります。

県では、市町村や関係団体、事業者等と連携し、環境省の定めた6月の1か月の「環境月間」にあわせ県民一人ひとりが自らの生活・行動を見直すきっかけとなるよう「環境月間」の各種事業を実施します。

2 実施期間

6月1日から30日までの1か月間（「環境の日」6月5日）

3 実施主体

新潟県、市町村、関係団体、事業者等

4 実施方法

(1) 県

- ア 「2050 新潟カーボンゼロチャレンジ」の推進
 - ・身近にできる取組「ゼッチにいがたゼロチャレ30」の普及啓発の実施
 - ・雪国型ZEH（ゼロエネルギーハウス）・太陽光パネルの導入促進
- イ 熱中症予防対策の周知
- ウ 「野鳥保護の集い」などによる普及活動
- エ 自然環境保護員による自然公園等での普及啓発活動
- オ プラスチックごみや食品ロスの削減など、3Rの推進
- カ 海岸漂着物（海洋ごみ）等の発生抑制に係る普及啓発事業の実施
- キ 不法投棄ストップ！県民ウイークにいがたの実施
- ク 環境月間関連各種行事の実施
- ケ 市町村、関係団体及び企業に対する行事等実施及び参加の依頼

(2) 市町村

- ア 市町村広報誌、有線放送等による広報の実施
- イ NGO/NPO、ボランティア団体、町内会、婦人会、子供会、老人クラブ

等市民団体に対する行事实施・参加の呼びかけ
ウ 事業者に対する行事等実施依頼

エ 環境の日及び環境月間の趣旨に沿った実践活動

- 例) ・クールビズ、エコドライブの実践
- ・「環境の日（6月5日）」PR行事の実施
 - ・にいがた緑の陣など県や他市町村と連携した普及啓発の実施
 - ・新たな環境技術、製品、ビジネスモデルの紹介や地域の活性化などを目的とした環境展等の開催
 - ・ごみの散乱防止対策事業の実施
 - ・3R推進に向けた事業の実施
 - ・海岸清掃等の海洋ごみの削減に向けた取組
 - ・不法投棄防止に係る啓発活動・パトロール等
 - ・住民参加による企業、下水道終末処理場、廃棄物処理場等の見学会の実施
 - ・住民参加による自然観察会、健康ウォーク、登山等の実施
 - ・記念植樹、花いっぱい運動等の実施 ほか

(3) 関係団体・事業者等

環境保全思想の普及啓発を図るにふさわしい記念行事、環境の日及び環境月間の趣旨に沿った実践活動の実施

- 例) ・クールビズ、エコドライブの実践、3R活動等
- ・新たな環境技術、製品の紹介
 - ・社内報等による環境の日及び環境月間の周知広報
 - ・工場等による環境項目（ばい煙、粉じん、排出水、騒音等）の測定と積極的公表及び改善対策等に関する職場検討会の開催
 - ・公害防止設備、公害防止測定機器及び関連施設の点検整備
 - ・新潟県カーボン・オフセット制度等を活用した温室効果ガスのオフセット
 - ・職場環境及び敷地（社宅等を含む）周辺の環境整備 ほか